

議第50号

橿原市役所行政組織条例の一部改正について

橿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例

橿原市役所行政組織条例（平成8年橿原市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(内部組織の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 企画戦略部 総務部 財務部 魅力創造部 <u>こども・健康スポーツ部</u>  福祉部 環境部 都市デザイン部 都市マネジメント部	(内部組織の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 企画戦略部 総務部 財務部 魅力創造部 <u>こども部</u> <u>健康スポーツ部</u>  福祉部 環境部 都市デザイン部 都市マネジメント部

改 正 前	改 正 後
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の内部組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画戦略部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 総合的なデジタル戦略に関すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 総合的な情報システムの管理に関すること。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>財務部 (略)</p> <p>魅力創造部 (略)</p> <p><u>こども・健康スポーツ部</u></p> <p><u>(1) 保健及び健康づくりに関すること。</u></p> <p><u>(2) 医療給付及び年金に関すること。</u></p> <p><u>(3) スポーツの振興及び企画に関すること。</u></p> <p><u>(4) 子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) 就学前の教育・保育に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の内部組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画戦略部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 総合的なデジタル戦略<u>及び情報システムの管理</u>に関すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>財務部 (略)</p> <p>魅力創造部 (略)</p> <p><u>こども部</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 就学前の教育・保育に関すること。</u></p> <p><u>健康スポーツ部</u></p> <p><u>(1) 保健及び健康づくりに関すること。</u></p> <p><u>(2) 医療給付及び年金に関すること。</u></p> <p><u>(3) スポーツの振興及び企画に関すること。</u></p>

改 正 前	改 正 後
福祉部 (略) 環境部 (略) 都市デザイン部 (略) 都市マネジメント部 (略)	福祉部 (略) 環境部 (略) 都市デザイン部 (略) 都市マネジメント部 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 社会情勢の変化や住民サービスの多様化等の行政課題に効率的に対応するため、部の分割及び所掌する事務の見直しを行うもの



議第51号

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例(昭和32年檀原市条例第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日(以下「基準日」という。)現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年檀原市条例第29号)第15条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日(以下「基準日」という。)現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年檀原市条例第29号)第15条第2項中「 <u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u> 」とする。

(檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 榿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日(以下「基準日」という。)現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、榿原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年榿原市条例第29号)第15条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。</p>	<p>(給与の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日(以下「基準日」という。)現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、榿原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年榿原市条例第29号)第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(榿原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 榿原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年榿原市条例第29号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の12</u></p>

改正前	改正後
<p>6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務</p>	<p>0、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務</p>

改 正 前										改 正 後										
職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額										職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の47.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額										
3～6 (略)										3～6 (略)										
別表第1 (第3条関係)										別表第1 (第3条関係)										
給料表										給料表										
職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
の区分	号給	給料月額	の区分	号給	給料月額															
定年		円	円	円	円	円	円	円	円	定年		円	円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	<u>319,200</u>	<u>362,900</u>	<u>408,100</u>	前再	1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	<u>240,900</u>	<u>271,600</u>	<u>295,400</u>	<u>323,100</u>	<u>365,500</u>	<u>410,300</u>	
任用	2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	<u>321,400</u>	<u>365,500</u>	<u>410,500</u>	任用	2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	<u>297,500</u>	<u>325,300</u>	<u>368,100</u>	<u>412,700</u>	
短時	3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	<u>323,700</u>	<u>367,900</u>	<u>413,000</u>	短時	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>	<u>415,200</u>	
間勤	4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	<u>325,900</u>	<u>370,500</u>	<u>415,400</u>	間勤	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>	<u>417,600</u>	
務職	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	<u>328,100</u>	<u>372,400</u>	<u>417,300</u>	務職	5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>	<u>419,500</u>	
員以	6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	<u>330,100</u>	<u>374,900</u>	<u>419,600</u>	員以	6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>	<u>421,600</u>	
外の	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	<u>332,300</u>	<u>377,200</u>	<u>421,700</u>	外の	7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>	<u>423,700</u>	
職員	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	<u>304,200</u>	<u>334,500</u>	<u>379,700</u>	<u>423,900</u>	職員	8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>	
	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	<u>306,100</u>	<u>336,400</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>		9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>	<u>427,800</u>	
	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	<u>308,400</u>	<u>338,600</u>	<u>384,800</u>	<u>428,000</u>		10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>	<u>429,900</u>	
	11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	<u>310,600</u>	<u>340,600</u>	<u>387,400</u>	<u>430,100</u>		11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>	<u>432,000</u>	
	12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	<u>312,900</u>	<u>342,800</u>	<u>390,100</u>	<u>432,200</u>		12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>	<u>433,900</u>	
	13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	<u>315,000</u>	<u>344,600</u>	<u>392,500</u>	<u>433,900</u>		13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>	<u>435,600</u>	

改正前										改正後								
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	<u>317,100</u>	<u>346,600</u>	<u>394,800</u>	<u>435,700</u>		14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>	<u>437,400</u>
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>319,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,000</u>	<u>437,700</u>		15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>	<u>439,300</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,400</u>	<u>439,700</u>		16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>	<u>441,200</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>	<u>441,600</u>		17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>	<u>443,000</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>	<u>443,400</u>		18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>	<u>444,800</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>	<u>445,200</u>		19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>	<u>446,600</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>	<u>446,900</u>		20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>	<u>448,300</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>	<u>448,700</u>		21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>	<u>450,100</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>	<u>450,200</u>		22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>		23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>	<u>453,000</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>	<u>453,100</u>		24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>	<u>454,500</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	<u>454,500</u>		25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>	<u>455,900</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	<u>455,800</u>		26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,200</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,100</u>		27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>	<u>458,500</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>		28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>	<u>459,700</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>		29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,700</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>		30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>461,400</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>		31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	<u>462,200</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>		32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	<u>462,900</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>		33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	<u>463,600</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>		34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	<u>464,400</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>		35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	<u>465,100</u>

改正前										改正後								
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>		36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	<u>465,700</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>		37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	<u>466,200</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>		38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	<u>466,800</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>		39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	<u>467,400</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>		40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	<u>468,000</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>		41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>		42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>		43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	<u>469,400</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>		44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	<u>469,700</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>		45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	<u>470,000</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>			46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>	
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>			47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>	
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>			48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>	
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>			49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>	
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>			50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>	
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>			51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>	
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>			52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>	
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>			53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>	
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>			54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>	
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>			55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>			56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>			57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	

改 正 前									改 正 後								
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>		58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>	
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>		59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>	
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>		60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>	
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>		61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>	
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>			62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>		
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>			63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>		
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>			64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>		
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>			65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>		
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>			66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>		
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>			67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>		
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>			68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>		
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>			69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>		
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>			70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>		
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>			71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>		
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>			72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>		
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>			73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>		
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>			74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>		
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>			75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>		
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>			76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>		
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>			77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>		
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>			78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>		
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>			79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>		

改 正 前								改 正 後								
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>		
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>		
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>		82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>		
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>		
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>		84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>		
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>		85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>		
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>			86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>			
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>			87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>			
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>			88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>			
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>			89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>			
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>			90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>			
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>			91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>			
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>			
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>			
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>					
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>					
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>					
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>					
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>					
100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>					
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>					

改正前										改正後									
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>							102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>						
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>							103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>						
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>							104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>						
105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>							105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>						
106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>							106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>						
107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>							107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>						
108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>							108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>						
109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>							109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>						
110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>							110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>						
111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>							111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>						
112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>							112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>						
113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>							113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>						
114		<u>301,000</u>								114		<u>302,000</u>							
115		<u>301,300</u>								115		<u>302,300</u>							
116		<u>301,700</u>								116		<u>302,700</u>							
117		<u>301,900</u>								117		<u>302,900</u>							
118		<u>302,100</u>								118		<u>303,100</u>							
119		<u>302,400</u>								119		<u>303,400</u>							
120		<u>302,700</u>								120		<u>303,700</u>							
121		<u>303,100</u>								121		<u>304,100</u>							
122		<u>303,300</u>								122		<u>304,300</u>							
123		<u>303,600</u>								123		<u>304,600</u>							

改 正 前									改 正 後								
	124		<u>303,900</u>							124		<u>304,900</u>					
	125		<u>304,200</u>							125		<u>305,200</u>					
定年前再任用	基準給料	定年前再任用	基準給料														
短時間勤務職	月額	短時間勤務職	月額														
員	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>	員	<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	<u>391,200</u>

(檜原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 檜原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の120</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合には100分の120</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の67.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の70</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の100.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>

(檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年檀原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)

改 正 前

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	339,000円
2	376,000円
3	422,000円
4	472,000円
5	533,000円
6	608,000円
7	710,000円
8	830,000円

2・3 (略)

(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とす

改 正 後

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	343,000円
2	380,000円
3	427,000円
4	477,000円
5	539,000円
6	615,000円
7	718,000円
8	839,000円

2・3 (略)

(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月

改 正 前	改 正 後
る。	<u>に支給する場合には100分の125</u> 』とあるのは「 <u>、6月に支給する場合にお</u> <u>いては100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u> 』とす
3 (略)	3 (略)

(橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第6条 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「 <u>、退職手当及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当</u> 」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「 <u>橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> 」と、給与条例第15条第2項中「 <u>、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> 」とあるのは「 <u>、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「 <u>、退職手当及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当</u> 」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「 <u>橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> 」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例、第3条の規定による改正前の檀原市の一般職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第3条 檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年檀原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段及び同条第5項を除く。）の規定は、フルタイムの会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段及び同条第5項を除く。）の規定は、フルタイムの会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第1項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

第4条 檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、フルタイムの会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、フルタイムの会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正前	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「<u>において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「<u>において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

理由 国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市一般職の職員及び一般職の任期付職員の給料月額の引上げ並びに職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うもの

議第52号

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年檀原市条例第29号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(給料) 第2条 給料は、檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年檀原市条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を含む。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当を除いたものとする。 2 (略) (災害派遣手当) 第14条の4 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法	(給料) 第2条 給料は、檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年檀原市条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> を含む。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当を除いたものとする。 2 (略) (災害派遣手当) 第14条の4 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法

改 正 前	改 正 後
<p>律第112号) 第154条 (同法第183条において準用する場合を含む。) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) <u>第44条</u>において準用する場合を含む。) に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>律第112号) 第154条 (同法第183条において準用する場合を含む。) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) <u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。) に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。</p> <p>2 (略)</p>

(橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年橿原市条例第11号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>(2) (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第10条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第32条</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>(2) (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第10条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第32条</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。</p> <p>2 （略）</p>

（橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する水道職員給与条例第2条第3項及び第3条の規定の適用については、水道職員給与条例第2条第3項中「管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは、「<u>地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、退職手当、橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当</u>」と、水道職員給与条例第3条中「橿原市の一般職</p>	<p>（特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する水道職員給与条例第2条第3項及び第3条の規定の適用については、水道職員給与条例第2条第3項中「管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは、「<u>地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、退職手当、橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当</u>」と、水道職員給与条例第3条中「橿原市の一般職</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）」とあるのは、「橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）、橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）」とする。</p>	<p>の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）」とあるのは、「橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）、橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）」とする。</p>

（橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平成27年橿原市条例第48号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律により、職員に支給する手当の名称等が改められたため、所要の改正を行うもの

議第53号

檀原市ふれあいセンター条例等の一部改正について

檀原市ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例

(檀原市ふれあいセンター条例の一部改正)

第1条 檀原市ふれあいセンター条例(平成14年檀原市条例第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
	<p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第4条 <u>ふれあいセンターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の許可にふれあいセンターの管理上必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>(使用の制限)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 営利を主たる目的とするものであると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる</u></p>

改正前	改正後
	<p>き。</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第6条 使用者は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第7条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなった場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(使用許可の取消し)</u></p> <p><u>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいセンターの使用の許可を取り消し、又はその使用の中止を命ずることができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市は、賠償の責を負わない。</u></p> <p><u>(1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p><u>(4) その他市長が管理上特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p><u>第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p>

改 正 前	改 正 後																																						
第4条 (略)	<p>(1) <u>使用の許可を受けた目的以外に使用しないこと。</u></p> <p>(2) <u>使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。</u></p> <p>(3) <u>施設及び設備を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。</u></p> <p>(5) <u>その他職員の指示に従うこと。</u></p> <p><u>(原状回復の義務等)</u></p> <p>第11条 <u>使用者は、ふれあいセンターの使用が終了したとき、又は第9条の規定により使用の許可の取消し等を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行する。この場合における費用は、使用者の負担とする。</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>別表(第6条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">時間別 室別</th> <th>9:00～</th> <th>13:00～</th> <th>15:00～</th> </tr> <tr> <th>12:00</th> <th>15:00</th> <th>17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ふれあい センター</td> <td>和室</td> <td>円 650</td> <td>円 450</td> <td>円 450</td> </tr> <tr> <td>教室2階</td> <td>520</td> <td>360</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ふじわら</td> <td>会議室(1)</td> <td>650</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>650</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>多目的室(1)</td> <td>650</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>多目的室(2)</td> <td>650</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>多目的室(3)</td> <td>650</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table>	施設	時間別 室別	9:00～	13:00～	15:00～	12:00	15:00	17:00	ふれあい センター	和室	円 650	円 450	円 450	教室2階	520	360	360	ふじわら	会議室(1)	650	450	450	会議室(2)	650	450	450	多目的室(1)	650	450	450	多目的室(2)	650	450	450	多目的室(3)	650	450	450
施設	時間別 室別			9:00～	13:00～	15:00～																																	
		12:00	15:00	17:00																																			
ふれあい センター	和室	円 650	円 450	円 450																																			
	教室2階	520	360	360																																			
ふじわら	会議室(1)	650	450	450																																			
	会議室(2)	650	450	450																																			
	多目的室(1)	650	450	450																																			
	多目的室(2)	650	450	450																																			
	多目的室(3)	650	450	450																																			

改正前		改正後			
		調理室	1,000	650	650
		分室	650	450	450
	大久保ふ	研修室1	520	360	360
	れあいセ	研修室2	650	450	450
	ンター	大会議室	1,300	900	900
		中会議室	650	450	450
		小会議室	520	360	360
		調理室	1,000	650	650
		音楽室	650	450	450
備考					
使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料に相当する額（10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。					

(檜原市休日夜間応急診療所条例の一部改正)

第2条 檜原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年檜原市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(診療料) 第7条 市長は、診療所において診療を受けた者に対し、次の各号に定める診療料及び手数料を徴収する。 (1) (略)	(診療料) 第7条 市長は、診療所において診療を受けた者に対し、次の各号に定める診療料及び手数料を徴収する。 (1) (略)

改 正 前	改 正 後
(2) 手数料 ア 診断書 1通につき1,360円 イ <u>その他証明書 1通につき5,020円以内で市長が定める額</u> 2～4 (略)	(2) 手数料 ア 診断書(当日発行分) 1通につき1,360円 イ <u>診断書(後日発行分) 1通につき2,510円</u> 2～4 (略)

(橿原市手数料徴収条例の一部改正)

第3条 橿原市手数料徴収条例(平成12年橿原市条例第3号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
1 戸籍謄抄本 交付手数料	戸籍法(昭和22年法律第224号) 第10条第1項又は同法第10条の2 第1項若しくは第3項から第5項まで の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の 交付	1通につき 450円	1 戸籍謄抄本 交付手数料	戸籍法(昭和22年法律第224号) 第10条第1項又は同法第10条の2 第1項若しくは第3項から第5項まで の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の 交付	1通につき 450円 <u>(多機能端末機(本市 の電子計算機と電気通 信回線で接続された端 末機で、自動的に証明</u>
1の2 戸籍記 録事項証明書交 付手数料	戸籍法第120条第1項の規定に基づ く磁気ディスクをもって調製された戸 籍に記録されている事項の全部又は一 部を証明した書面の交付		1の2 戸籍記 録事項証明書交 付手数料	戸籍法第120条第1項の規定に基づ く磁気ディスクをもって調製された戸 籍に記録されている事項の全部又は一 部を証明した書面の交付	<u>書等を交付するものを いう。以下同じ。)に よる交付にあつては、 1通につき200円)</u>
(略)			(略)		
8 住民基本台	住民基本台帳法(昭和42年法律第8	1通につき 300円	8 住民基本台	住民基本台帳法(昭和42年法律第8	1通につき 300円

改正前			改正後		
帳閲覧手数料又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付手数料	1号) 第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務又は同法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第1項の規定による住民票の写し若しくは住民票に記載した事項に関する証明書の交付		帳閲覧手数料又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付手数料	1号) 第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務又は同法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第1項の規定による住民票の写し若しくは住民票に記載した事項に関する証明書の交付	<u>(多機能端末機による交付にあつては、1通につき100円)</u>
(略)			(略)		
8の4 戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円	8の4 戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 <u>(多機能端末機による交付にあつては、1通につき100円)</u>
8の5 戸籍の附票記録事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付		8の5 戸籍の附票記録事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	
(略)			(略)		
9 印鑑登録証明書交付手数料	檀原市印鑑条例(昭和52年檀原市条例第13号)第12条第1項の規定による印鑑登録証明書の交付	1枚につき 300円	9 印鑑登録証明書交付手数料	檀原市印鑑条例(昭和52年檀原市条例第13号)第12条第1項の規定による印鑑登録証明書の交付	1枚につき 300円 <u>(多機能端末機による交付にあつては、1通につき100円)</u>

改正前			改正後		
(略)			(略)		
12 課税に関する証明書交付手数料	課税に関する証明書の交付	1枚につき 300円	12 課税に関する証明書交付手数料	課税に関する証明書の交付	1枚につき 300円 <u>(多機能端末機による交付にあつては、1通につき100円)</u>
(略)			(略)		

(橿原市手数料徴収条例の一部改正)

第4条 橿原市手数料徴収条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前			改正後		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
1 戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項又は同法第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 450円 (多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を交付するものという。以下同じ。)による交付にあつては、1通につき200円)	1 戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項又は同法第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 450円 (多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を交付するものという。以下同じ。)による交付にあつては、1通につき300円)
1の2 戸籍記録事項証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき 200円	1の2 戸籍記録事項証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき 300円

改正前			改正後		
(略)			(略)		
8 住民基本台帳閲覧手数料又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務又は同法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第1項の規定による住民票の写し若しくは住民票に記載した事項に関する証明書の交付	1通につき 300円 (多機能端末機による交付にあつては、1通につき <u>100円</u> )	8 住民基本台帳閲覧手数料又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務又は同法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第1項の規定による住民票の写し若しくは住民票に記載した事項に関する証明書の交付	1通につき 300円 (多機能端末機による交付にあつては、1通につき <u>200円</u> )
(略)			(略)		
8の4 戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 (多機能端末機による交付にあつては、1通につき <u>100円</u> )	8の4 戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 (多機能端末機による交付にあつては、1通につき <u>200円</u> )
8の5 戸籍の附票記録事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付		8の5 戸籍の附票記録事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	
(略)			(略)		
9 印鑑登録証明書交付手数料	橿原市印鑑条例（昭和52年橿原市条例第13号）第12条第1項の規定に	1枚につき 300円 (多機能端末機による	9 印鑑登録証明書交付手数料	橿原市印鑑条例（昭和52年橿原市条例第13号）第12条第1項の規定に	1枚につき 300円 (多機能端末機による

改正前			改正後		
	よる印鑑登録証明書の交付	交付にあつては、1通につき <u>100円</u>		よる印鑑登録証明書の交付	交付にあつては、1通につき <u>200円</u>
(略)			(略)		
12 課税に関する証明書交付手数料	課税に関する証明書の交付	1枚につき 300円 (多機能端末機による交付にあつては、1通につき <u>100円</u> )	12 課税に関する証明書交付手数料	課税に関する証明書の交付	1枚につき 300円 (多機能端末機による交付にあつては、1通につき <u>200円</u> )
(略)			(略)		

(橿原市公園条例の一部改正)

第5条 橿原市公園条例（平成17年橿原市条例第28号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第15条関係）			別表（第15条関係）		
都市公園名	有料施設等の種類及び使用料		都市公園名	有料施設等の種類及び使用料	
橿原運動公園	(略)		橿原運動公園	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	屋根付運動場	1時間につき <u>1,570円</u>		屋根付運動場	1時間につき <u>2,000円</u>
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

理由 各施設の使用料等を見直すため、所要の改正を行うもの

議第54号

檀原市消防団条例の一部改正について

檀原市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市消防団条例の一部を改正する条例

檀原市消防団条例（昭和31年檀原市条例第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦により市長が、その他の団員は団長が、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て、これを任命する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 年齢満18年以上<u>60年未満</u>の者であること。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第10条</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(定年による退職)</u></p>	<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦により市長が、その他の団員は団長が、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て、これを任命する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 年齢満18年以上の者であること。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第8条</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p>

改正前	改正後
<p>第7条 団員の定年は、年齢68年とする。</p> <p>2 団員は、定年に達した日以降の最初の3月31日に退職するものとする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第8条 任命権者は、定年に達した団員が前条の規定により退職することとなる場合において、その退職により消防団の運営に著しい支障が生じると認められる十分な理由があるときは、必要と認める期間引き続き団員の職務を遂行させることができる。</p> <p>第9条～第18条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第19条 第17条に定める報酬及び前条に定める費用弁償は、毎年4月、7月、10月及び1月において、それぞれその前月分までを支給する。</p> <p>別表第1 (第17条、第18条関係)</p> <div data-bbox="91 810 1061 895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>別表第2 (第17条関係)</p> <div data-bbox="91 951 1061 1035" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>	<p>第7条～第16条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第17条 第15条に定める報酬及び前条に定める費用弁償は、毎年4月、7月、10月及び1月において、それぞれその前月分までを支給する。</p> <p>別表第1 (第15条、第16条関係)</p> <div data-bbox="1149 810 2119 895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>別表第2 (第15条関係)</p> <div data-bbox="1149 951 2119 1035" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

理由 消防団員の定年制及び任命年齢の上限を撤廃するため、所要の改正を行うもの

議第55号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任意務	委員の定数	附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任意務	委員の定数
(略)				(略)			
教育委員会	(略)			教育委員会	(略)		
	橿原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援に ついての調査助言に関する事務	20人以内		橿原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援に ついての調査助言に関する事務	20人以内
					橿原市中学校部活動地 域移行協議会	<u>部活動地域移行の推進に関する事 項についての調査及び審議に關す る事務</u>	<u>15人以内</u>
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前			改 正 後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
	区分	報酬額（円）	費用弁償		区分	報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	檀原市いじめ問題に関する第三者委員会 の委員	日額 26,000	〃		檀原市いじめ問題に関する第三者委員会 の委員	日額 26,000	〃
					檀原市中学校部活動地域移行協議会 の委員	日額 <u>10,000</u>	<u>〃</u>
	(略)				(略)		
(略)			(略)				

理由 執行機関の附属機関として、檀原市中学校部活動地域移行協議会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第56号

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前			改正後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
	区分	報酬額（円）	費用弁償		区分	報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	檀原市公民館運営審議会の委員	日額 10,000	〃		檀原市公民館運営審議会の委員	日額 10,000	〃
					檀原市学校運営協議会の委員	年額 <u>6,000</u>	〃
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 檀原市学校運営協議会の委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、所要の改正を行うもの



議第57号

檀原市子ども総合支援センター条例の一部改正について

檀原市子ども総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市子ども総合支援センター条例の一部を改正する条例

檀原市子ども総合支援センター条例（平成25年檀原市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(児童発達支援事業に係る施設利用定員) 第6条 児童発達支援事業に係る施設の利用定員は、1日当たり <u>40</u> 人とする。	(児童発達支援事業に係る施設利用定員) 第6条 児童発達支援事業に係る施設の利用定員は、1日当たり <u>60</u> 人とする。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

理由 檀原市子ども総合支援センターの1日当たりの利用定員を増やすため、所要の改正を行うもの



議第58号

檀原市学校給食共同調理場条例の一部改正について

檀原市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

檀原市学校給食共同調理場条例（平成14年檀原市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(業務) 第3条 共同調理場は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に掲げる目標を達成するため、次に掲げる小中学校の学校給食の調理、輸送その他必要な業務を行う。 (1)・(2) (略) (3) <u>白檀南小学校</u> <u>(4)</u> <u>白檀北小学校</u> <u>(5)</u> (略)	(業務) 第3条 共同調理場は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に掲げる目標を達成するため、次に掲げる小中学校の学校給食の調理、輸送その他必要な業務を行う。 (1)・(2) (略) (3) <u>白檀小学校</u>  <u>(4)</u> (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 檀原市教育施設再配置実施計画に基づき、白檀南小学校と白檀北小学校の学校統合を行うため、所要の改正を行うもの



議第59号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(国民健康保険税の減額) 第20条 (略) 2 (略)	(国民健康保険税の減額) 第20条 (略) 2 (略) <u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場</u>

改正前	改正後
	<p>合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を</p>

改正前	改正後
	<p><u>乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第21条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場</u></p>

改 正 前	改 正 後
	合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の檜原市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法等の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の軽減措置を実施するため、所要の改正を行うもの

議第60号

檀原市福祉センター条例の廃止について

檀原市福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市福祉センター条例を廃止する条例

檀原市福祉センター条例（平成24年檀原市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 社会情勢の変化に伴い、檀原市福祉センターやわらぎの郷を閉館するため、条例を  
廃止するもの



議第61号

榿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について

榿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

榿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成13年榿原市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（指定ごみ袋）</p> <p>第18条の2 市が行う家庭廃棄物（<u>し尿、不燃物ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。</u>以下この条において同じ。）の収集を受けようとする者又は家庭廃棄物を処理施設に自ら搬入しようとする者は、指定ごみ袋を使用しなければならない。ただし、自ら搬入する場合で、指定ごみ袋によりがたい場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2（第33条関係）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p><u>（6） 一時多量ごみ収集 家庭廃棄物のうち、引っ越し、遺品整理、大掃除等で一時的に多量に発生するごみを市が利用者の申請に基づき収集する制度をいう。</u></p> <p>（指定ごみ袋）</p> <p>第18条の2 市が行う家庭廃棄物（<u>可燃ごみに限る。</u>以下この条において同じ。）の収集を受けようとする者又は家庭廃棄物を処理施設に自ら搬入しようとする者は、指定ごみ袋を使用しなければならない。ただし、<u>一時多量ごみ収集を利用するとき、又は自ら搬入する場合で、指定ごみ袋によりがたいときは、</u>この限りでない。</p> <p>別表第2（第33条関係）</p>

改正前			改正後						
種別		取扱単位	手数料又は手数料に相当する額	種別		取扱単位	手数料又は手数料に相当する額		
ごみ	家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）又は自ら搬入するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）	(略)	ごみ	家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分する可燃ごみ（次項に該当する場合を除く。）又は自ら搬入する可燃ごみ	(略)		
			指定ごみ袋（容量10リットル）1枚につき			11円		指定ごみ袋（容量10リットル）1枚につき	11円
							一時多量ごみ収集の利用により、市が収集、運搬及び処分する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物	最大積載量が2トン相当の車両 1台につき	9,000円
								最大積載量が350キログラム相当の車両 1台につき	5,000円
		自ら搬入するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）の処分、指定ごみ袋での搬入によりがたい場合	(略)			自ら搬入する可燃ごみの処分、指定ごみ袋での搬入によりがたい場合	(略)		
		(略)			(略)		(略)		
		(略)			(略)		(略)		

改 正 前	改 正 後
(略)	(略)
<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>備考</p> <p><u>1 一時多量ごみ収集の利用において、市の都合により、利用者から受け付けた車両及び台数（以下「受付車両台数」という。）と現に使用した車両及び台数（以下「使用車両台数」という。）が異なる場合で、かつ、使用車両台数に係る手数料の額が受付車両台数に係る手数料の額（以下「受付車両台数額」という。）より高くなる場合は、受付車両台数額を手数料の額とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 多量に発生した家庭廃棄物を一括して処分できるよう、一時多量ごみ収集を開始するため、所要の改正を行うもの



議第62号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
(略)			(略)		
15 地境界明示に関する証明書交付手数料	地境界明示に関する証明書の交付	1枚につき 500円	15 地境界明示に関する証明書交付手数料	地境界明示に関する証明書の交付	1枚につき 500円
			15の2 <u>地籍調査の成果の写しの交付</u> 手数料	<u>国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項に規定する地籍調査の成果の写しの交付</u>	<u>座標値一覧表</u> 1筆につき 300円
				<u>図根点一覧表</u>	1枚につき 300円
				<u>地籍図</u>	1枚につき 300円
(略)			(略)		

第2条 樫原市手数料徴収条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
名称	事務	手数料の額		名称	事務	手数料の額	
(略)				(略)			
60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号) 第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物 (同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。) に係る建築基準法第7条	(略)	(略)	60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号) 第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物 (同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。) に係る建築基準法第7	(略)	(略)

改 正 前				改 正 後			
	第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査				条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査		
(略)				(略)			
(略)				(略)			
63の2 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による	(略)	(略)	63の2 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画によ	(略)	(略)

改 正 前				改 正 後			
手数料	建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完			手数料	る建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関す		

改正前				改正後			
	了検査の通知に対する 検査				る完了検査の通知に対 する検査		
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
71 低炭素建築物 新築等計画認定申請 手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項、73の項、75の項及び77の項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積 が20 0平方 メートル未満 のもの	1件につき40,200円 （建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び73の項において「低炭	71 低炭素建築物 新築等計画認定申請 手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項、73の項、75の項及び77の項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積 が20 0平方 メートル未満 のもの	1件につき40,200円 （建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び73の項において「低

改 正 前			改 正 後		
		素建築物適合計画」という 。)である場合にあっては 、6,700円)			炭素建築物適合計画」とい う。)である場合にあって は、6,700円)
		(略)			(略)
	(略)			(略)	
	都市の低炭素化の促進に関す る法律第53条第1項の規定 に基づく低炭素建築物新築等 計画の認定の申請に対する審 査のうち、 <u>建築物のエネルギ ー消費性能の向上に関する法 律第11条第1項</u> に規定する 非住宅部分（以下この項、7 3の項、74の2の項、74 の3の項、75の項、77の 項及び79の項において「非 住宅部分」という。）であっ て、基準省令第10条第1項 第1号イ（1）及び同号ロ（ 1）の基準（以下この項、7 3の項、75の項及び77の 項において「標準入力法」と	(略)	(略)	都市の低炭素化の促進に関す る法律第53条第1項の規定 に基づく低炭素建築物新築等 計画の認定の申請に対する審 査のうち、 <u>建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する 法律第11条第1項</u> に規定す る非住宅部分（以下この項、 73の項、74の2の項、7 4の3の項、75の項、77 の項及び79の項において「 非住宅部分」という。）であ って、基準省令第10条第1 項第1号イ（1）及び同号ロ （1）の基準（以下この項、 73の項、75の項及び77 の項において「標準入力法」	(略)

改正前			改正後		
	いう。)を用いたものに係る 審査(以下この項において「 非住宅標準審査」という。)			という。)を用いたものに係 る審査(以下この項において 「非住宅標準審査」という。 )	
(略)			(略)		
(略)			(略)		
74の2 建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第12条 第1項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能適合性判 定の申請に対する審査又は同 法第13条第2項の規定に基 づく建築物エネルギー消費性 能適合性判定の通知に対する 審査のうち、同法第11条第 1項に規定する非住宅部分で あって基準省令第1条第1項 第1号イの基準を用いたもの に係る審査</u>	(略)	74の2 建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第12 条第1項の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能適合性 判定の申請に対する審査又は 同法第13条第2項の規定に 基づく建築物エネルギー消費 性能適合性判定の通知に対す る審査のうち、同法第11条 第1項に規定する非住宅部分 であって基準省令第1条第1 項第1号イの基準を用いたも のに係る審査</u>	(略)
	<u>建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第12条 第1項の規定に基づく建築物</u>	(略)		<u>建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第12 条第1項の規定に基づく建築</u>	(略)

改正前		改正後	
エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査		物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	(略)
	(略)		(略)

改 正 前			改 正 後		
74の3 建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査</u>	(略)	74の3 建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査</u>	(略)
	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査</u>	(略)		<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査</u>	(略)
	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー</u>	(略)		<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー</u>	(略)

改正前				改正後			
	一消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査				ギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査		
	(略)				(略)		
74の4 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付		(略)	74の4 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付		(略)
75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であ	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登	75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅で	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する

改 正 前		改 正 後		
	<p>って、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）</p>	<p>録住宅性能評価機関により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画</u>（以下この項及び77の項において「<u>建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画</u>」という。）である場合にあつては、6, 700円)</p>	<p>あつて、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）</p>	<p>登録住宅性能評価機関により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画</u>（以下この項及び77の項において「<u>建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画</u>」という。）である場合にあつては、6, 700円)</p>
		(略)		(略)
	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて、誘導仕様基準を用いたものに係る審査</u>（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	(略)	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて、誘導仕様基準を用いたものに係る審査</u>（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	(略)

改正前		改正後	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</u>	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</u>	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34</u>	(略)

改 正 前		改 正 後	
第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）		条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、モデル建物法を用いたもの</u> に係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、モデル建物法を用いたもの</u> に係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち</u>	(略)

改 正 前			改 正 後		
	一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る 審査			、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係 る審査	
	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第34条第1項の規定に基 づく建築物エネルギー消費性能向上計 画の認定の申請に対する審査のうち、 共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)		<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第34条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定の申請に対する審査のうち 、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)
	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第34条第1項の規定に基 づく建築物エネルギー消費性能向上計 画の認定の申請に対する審査のうち、 同条第3項の規定により記載された複 数の建築物による建築物エネルギー消 費性能向上計画の認定の申請に係る審 査</u>	(略)		<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第34条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定の申請に対する審査のうち 、同条第3項の規定により記載された 複数の建築物による建築物エネルギー 消費性能向上計画の認定の申請に係る 審査</u>	(略)
76 建築基準関係 規定適合審査の申出 を併せて行う建築物 エネルギー消費性能 向上計画認定申請手 数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第34条第1項の規定に基 づく建築物エネルギー消費性能向上計 画の認定の申請であって、同法第35 条第2項の規定に基づく当該建築物エ ネルギー消費性能向上計画に係る建築 基準法第6条第1項に規定する建築基</u>	(略)	76 建築基準関係 規定適合審査の申出 を併せて行う建築物 エネルギー消費性能 向上計画認定申請手 数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第34条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定の申請であって、同法第3 5条第2項の規定に基づく当該建築物 エネルギー消費性能向上計画に係る建 築基準法第6条第1項に規定する建築</u>	(略)

改正前			改正後		
	準関係規定に適合するかどうかの審査 の申出を併せて行うものに対する審査			基準関係規定に適合するかどうかの審査 の申出を併せて行うものに対する審査	
77 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	(略)	77 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	(略)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	(略)

改 正 前		改 正 後	
<p>費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>		<p>消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</u></p>	(略)	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</u></p>	(略)
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく</u></p>	(略)	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基</u></p>	(略)

改 正 前		改 正 後	
く建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）		づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</u>	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づ</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基</u>	(略)

改 正 前		改 正 後	
く建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）		づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)

改正前			改正後				
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	(略)		
78 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第35条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	(略)	78 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第35条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	(略)		
79 建築物エネルギー消費性能基準適	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条	床面積が20	1件につき36,800円 (建築物のエネルギー消費	79 建築物エネルギー消費性能基準適	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41	床面積が20	1件につき36,800円 (建築物のエネルギー消費

改 正 前				改 正 後			
合認定申請手数料	第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	0メートル未満のもの	性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては6,700円)	合認定申請手数料	条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	0メートル未満のもの	性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては6,700円)
			(略)				(略)
	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査の		(略)		<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査		(略)

改 正 前		改 正 後	
うち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅性能審査」という。）		のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅性能審査」という。）	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の基準を用いたものに係る審査</u> （以下この項において「戸建住宅仕様等審査」という。）	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の基準を用いたものに係る審査</u> （以下この項において「戸建住宅仕様等審査」という。）	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築</u>	(略)

改正前		改正後	
エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様等審査」という。)		物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様等審査」という。)	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築	(略)

改正前		改正後	
エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）		物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

理由 地籍調査の成果の写しを証明書として発行するための手数料の額を新たに規定するとともに、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の法律名が改正されたため、所要の改正を行うもの